平成２９年（フ）第４３１５号
千葉県我孫子市並木９丁目13―15
破産者　片岡　　務
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３２１号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36―32―301
破産者　武田一七緒
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３２２号
東京都大田区東六郷３丁目24―19―201
破産者　山本　雅之
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３３０号
東京都中央区八丁堀２―19―９　ジュエル京橋301、住民票上の住所神奈川県藤沢市大庭5056―６　湘南スカイハイツ１―１―1021
破産者　田中　裕行
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３３３号
東京都大田区蒲田５丁目33―９―２Ｆ
破産者　荒木善愛こと　金　　珉志
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２号
静岡県湖西市新居町新居2016番地の２
破産者　有限会社ループコーポレーション
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
静岡県浜松市中区常盤町143番地の28
破産者　株式会社東海菜館
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１００６８号
静岡県下田市加増野646番地の１
破産者　株式会社下田カントリークラブ
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３号
愛知県犬山市大字犬山字上り屋１番地９
破産者　ＡｒｃＨ　Ｐｌａｎｎｅｒｓ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２号
和歌山県日高郡みなべ町芝409―19
破産者　Ｃ―Ｔｅｃｈ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１２０号
千葉県八街市八街ろ88番地58
破産者　益田　憲幸
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１４４号
千葉県佐倉市鏑木町67番地11
破産者　藤田　緩美
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１２７号
東京都町田市原町田２丁目２番１号Ｍ＆Ｔビル503
破産者　中島　信彦
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７２号
東京都青梅市大門２丁目183番地の15
破産者　井上　象司
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目16番29号
破産者　有限会社シバオートプラザ
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３３号
横浜市瀬谷区相沢２丁目57番地２キャッスル平本Ⅱ103
破産者　総合輸送横浜株式会社
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３１号
横浜市鶴見区駒岡４丁目26番18号ディアス綱島Ａ棟202
破産者　株式会社エーエルジェー
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１号
長野県飯山市大字飯山11492番地298
破産者　斑尾高原リゾート株式会社
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２９年（フ）第１１５号
茨城県水戸市堀町760番地の３　グラン・パルテールＡ棟102号
破産者　饒平名　舞（旧姓中﨑）
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１１号
茨城県鉾田市安塚863番地
破産者　笹本　雅喜
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４９１号
千葉県習志野市屋敷５丁目14番６号
破産者　小野寺康晴
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９５号
千葉県市原市ちはら台西３丁目１番地２パークヒル・サンちはら106
破産者　小安　京子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係